

明石市高齢者応援企業募集要領

1 目的

高齢者の健康福祉、生きがいづくりの促進のため、高齢者を支援する取り組みを積極的に行っている企業を「明石市高齢者応援企業」として認定し、高齢者を応援する社会の機運を高め、高齢者が尊厳を保持し安心していきいきと暮らせるやさしい共生社会づくりを進める。

2 対象企業

市内に事業所の所在地がある企業、公益法人、個人商店等とする。

ただし、次に該当すると認められる企業は認定の対象としない。

- (1) 明石市暴力団排除条例（平成24年明石市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む企業

3 認定基準

高齢者の健康福祉や生きがい促進、安心安全を守るための独自の取り組みやサービスの実施により、高齢者支援を行っている企業で、以下に定める基準のうち2項目以上の活動を実施していることを条件とする。

- (1) 高齢者を支援する地域活動や取り組み
- (2) 高齢者の就労やボランティア活動の支援
- (3) 認知症サポーターの養成
- (4) シニアいきいきパスポートの協賛店登録
- (5) 敬老祝い事業及び高齢者の各種行事やスポーツ大会等への協賛
- (6) 福祉コミュニティ基金への寄付

4 「明石市高齢者応援企業」に関する広報等

- (1) 市ホームページなどで認定企業の取り組みを紹介する。
- (2) 認定企業には認定証と認定マーク（ステッカー）を交付する。
- (3) シニアいきいきパスポート送付（市内65歳到達者）時、認定企業一覧表を送付する。
- (4) 「高齢者福祉月間」オープニングイベントにて、顕著な活動に対して表彰する。

5 申し込み

郵送又は持参により下記申し込み先に明石市高齢者応援企業認定申請書（様式第1号）を提出する。

6 認定の更新

2年ごとの更新とし、更新時に明石市高齢者応援企業認定申請書（様式第1号）を提出するとともに、明石市高齢者応援企業取組状況報告書（様式第5号）により、その取り組み状況を報告する。

7 その他

認定企業が認定基準を満たさないことが明らかになったときや、認定企業として適当でないと認められたときは、認定を取り消すこととする。

【申し込み・問い合わせ先】

明石市福祉局高年介護室いきいき係

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL : 078-918-5166

FAX : 078-918-5133

E-MAIL : koufuku2@city.akashi.lg.jp